

設計図書等の閲覧等に係る取扱要領

設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成11年6月1日鹿角市訓令第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿角市が行う入札において、契約の内容及び条件等を明示した設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を書類又は電磁的記録により、入札参加者へ閲覧又は貸出し（以下「閲覧等」という。）に供する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（閲覧等の対象）

第2条 一般競争入札による設計図書等の閲覧等は、入札参加希望者等を対象に行うものとする。ただし、閲覧等の希望者が入札参加資格を有していないことが明らかである場合は、閲覧のみとする。

2 指名競争入札による設計図書等の閲覧等は、指名通知を受けた者を対象に行うものとする。
（インターネット等を利用した閲覧）

第3条 設計図書等は、電子入札システムの利用又は市ホームページ等へ電磁的記録を掲載することにより、インターネットを通じて閲覧させることができるものとする。この場合において、前条に規定する閲覧等と同時に実施するものとする。

2 前項の市ホームページ等へ電磁的記録を掲載する場合において、指名競争入札に関しては、データに暗号鍵（パスワード）を設定するなど指名業者のみ閲覧できるよう制限をかけることができる。この場合において、指名業者に対しては指名通知書上にて暗号鍵を伝達するものとし、暗号鍵は第三者に公表しない。

（閲覧等の手続）

第4条 設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書閲覧等申請書（様式第1号）を提出し、閲覧又は貸出しを受けるものとする。

2 閲覧等の手続は、原則として契約検査室で行うものとする。
（閲覧等に供する設計図書等の部数等）

第5条 閲覧等に供する設計図書等は、3部とする。ただし、第3条によりインターネット等を利用して閲覧を行う入札案件においては、閲覧等に供する設計図書等を2部とする。

2 指名競争入札により入札を行う場合において、設計図書等の枚数が少ない場合には、前項の規定にかかわらず、設計図書等を指名業者全員に配布することができる。

（閲覧等の時期）

第6条 設計図書等の閲覧等は、入札公告又は指名通知で示した期間を超えて行わない。また、閲覧等に供する期間の記載がない場合においては、公告日又は指名通知日から入札執行日の前日までとする。

2 設計図書等の貸出し時間は原則として半日単位とし、貸出しを受けた者は、午前の貸出しについては当日の正午まで、午後の貸出しについては当日の勤務終了時間までに返却するものとする。

（設計図書等の複写について）

第7条 前条において設計図書等の貸出しを受けた者は、当該設計図書等を複写できるものとする。

（内容に関する質問等について）

第8条 設計図書等の内容に関して不明な点がある場合は、設計図書等に対する質問書（様式第2号）により入札執行日の5日前までに入札執行者に提出するものとする。ただし、他者

の見積りに影響しない軽易な内容である場合には、口頭による質問及び回答とすることができるものとする。

- 2 前項の質問書に対する回答は、入札執行日の3日前までに回答書（様式第3号）により質問者へ回答するものとする。また、その回答内容について、一般競争入札においては、第5条により既に閲覧等を行った者へ周知するものとし、指名競争入札においては、指名業者全員に周知するものとする。
- 3 前項により回答及び周知を行った場合において、インターネット等を利用して閲覧を行っている入札案件については、その回答内容を閲覧できるよう掲載するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公告等から入札執行日までの見積りに要する期間が短い入札案件及び見積りに要する期間が短くても対応可能と認められる入札案件については、前2項に規定する期日をそれぞれ「入札執行日の前日まで」と読み替えることができる。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

設計図書閲覧等申請書

番 号 及 び 名 称	(番 号) (名 称)		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">閲 覧 貸 出 し</p> <p style="margin: 5px 0;">※どちらかに○印を付けてください</p>			
申 請 日	年 月 日		
会 社 名			
氏 名			
貸出日時	※職員記入欄 午前 時 分 午後 時 分 貸出職員氏名	返却日時	※職員記入欄 午前 時 分 午後 時 分 確認職員氏名

年 月 日

鹿角市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

設計図書等に対する質問書

番号及び名称	
質問要旨	

年 月 日

各 位

鹿角市長

設計図書等に対する質問書への回答について

下記の案件に係る質問について回答します。

記

番号及び名称	
質問要旨	
回 答	